

3.1.5 他の物と区分

規則第23条第1項第1号

ホ 特定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分すること。

これは、他の物と混合により、他の物への二次汚染や特定廃棄物の量の増加の防止のためであり、当該特定廃棄物と通常の廃棄物を混載によるこれら二次汚染等の防止の観点から専用積載が望ましい。

車両による運搬は、一般的に専用積載する事例が多いと思料される一方で、船舶や貨車による運搬においては、他の物との混載のほか、複数の種類の特定廃棄物を大量運搬することが想定される。このような場合には、個々に運搬容器に入れるなど他の物と区分して運搬することはもちろんのこと、特定廃棄物の種類ごとに区分し運搬することが望ましい。

運搬容器に入れて区分する例を図3-1-1に示す。

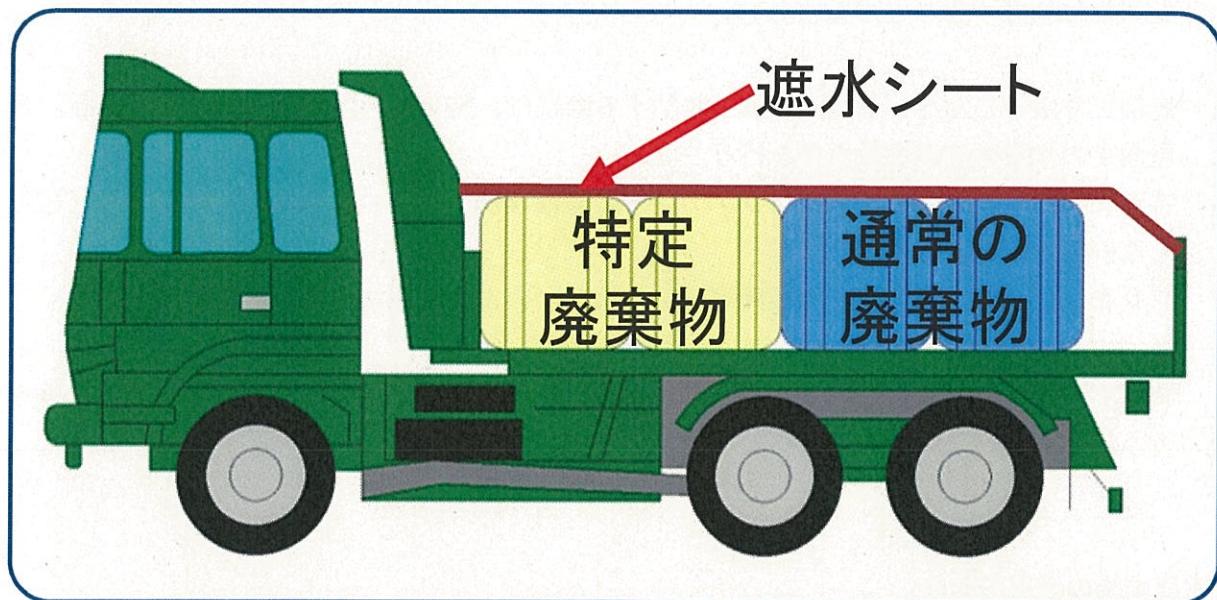


図 3-1-1 容器により区分して運搬する例（フレキシブルコンテナ）

3.1.6 施設設置時の生活環境の保全

規則第23条第1項第2号

特定廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ここで、特定廃棄物の収集又は運搬のための施設としては、運搬車の車庫や駐車場、運搬容器の保管施設が考えられる。

3.1.7 運搬車及び運搬容器からの飛散・流出・悪臭の防止

規則第23条第1項第3号

運搬車及び運搬に用いる容器は、特定廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

(1) 特定廃棄物からの飛散の防止

収集・運搬時には、特定廃棄物が飛散しないような構造の運搬車又は運搬容器を用いる必要がある。

具体的には、焼却灰やばいじんなどの細粒分の多い特定廃棄物を運搬する場合には、フレキシブルコンテナ（内袋の付き）に入れて運搬か、シート掛けを行うなど、特定廃棄物外気と直接接するがないようにする必要がある。

また、運搬容器の破損その他の原因による特定廃棄物の飛散を防止するため、積卸しを行う際には下記の点に留意することが望ましい。

- ・ 焼却灰やばいじんなどを運搬容器へ収納する際には、特定有害物質が飛散しないよう、建屋内の作業や適度な散水等を行うこと。
- ・ 特定有害物質をフレキシブルコンテナなどの運搬容器に収納する際には、運搬容器が破損しないよう慎重に行うこと。
- ・ フレキシブルコンテナなどの運搬容器が破損しないよう落下に注意し、積み卸しを行うこと。
- ・ 特定廃棄物の収納に伴い、運搬容器に裂け目、亀裂やひびが入っていないか目視で点検を行うこと。

(2) 特定廃棄物の流出の防止

収集・運搬時には、特定廃棄物等が流出しないような構造の運搬車又は運搬容器を用いる必要がある。

具体的には、液体の特定廃棄物の場合には、運搬車の荷台等から特定廃棄物から生ずる汚水が流出しない水密構造の荷台の車両又はタンクローリーで運搬するか、又は、密閉性のある容器に収納して運搬することが望ましい。

また、固体の廃棄物であっても運搬中の振動に伴い、特定廃棄物が保有する水分が漏れ出るおそれもあることから、含水率の高い特定廃棄物の場合には、密閉性のある運搬車や運搬容器を用いることが望ましい。

さらに、特定廃棄物によっては、耐腐食性、耐水性、耐火性、耐熱性、耐貫通性等の機能を有する運搬車や運搬容器にすることも必要である。

また、液体の特定廃棄物を運搬車及び運搬容器へ積卸しを行う際には、その床面が浸透しにくい構造であることや、排水管理が可能な場所で行うことが望ましい。

(3) 特定廃棄物及び特定廃棄物からの悪臭の防止

収集・運搬時には、運搬車及び運搬容器から悪臭を発生しないようにしなければならない。具体的には、悪臭の発生するおそれのある特定廃棄物の場合には、密閉性の容器に収納することが望ましい。

3.1.8 運搬車を用いた場合の収集・運搬

(1) 表示

規則第23条第1項第4号

運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次のように行うこと。

イ 運搬車の車体の外側に次に掲げる事項を表示すること（規則第23条第1項第4号イ）。

(1) 特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨（規則第23条第1項第4号イ(1)）

(2) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称（規則第23条第1項第4号イ(2)）

ロ 上記(1)及び(2)の事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、(1)に掲げる事項については日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字、(2)に掲げる事項については日本工業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字を用いて表示すること（規則第23条第1項第4号ロ）。

表示の例を図3-1-2に示す。

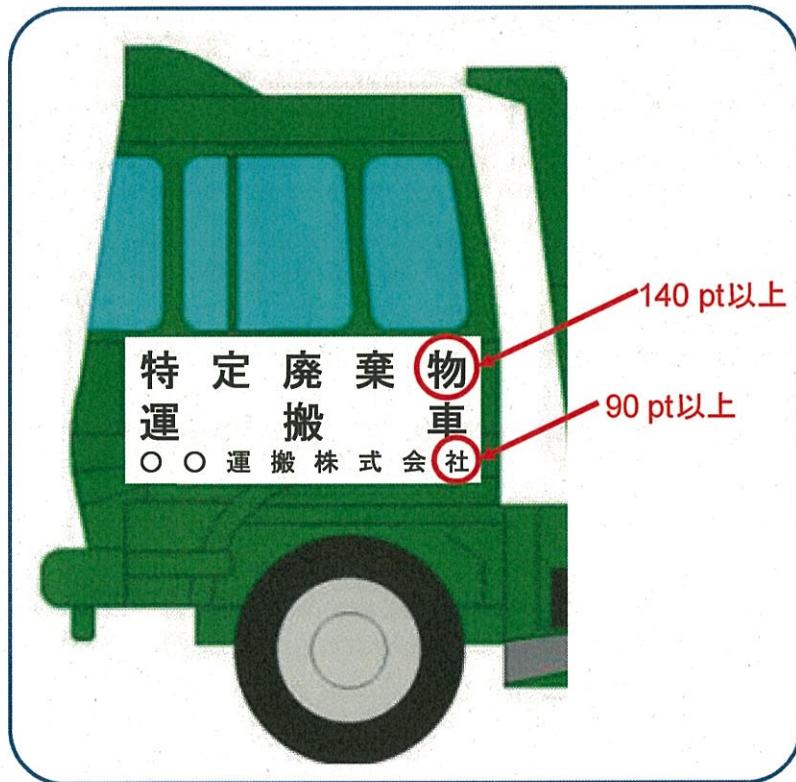


図 3-12 表示の例

(2) 書面の備え付け

規則第23条第1項第4号

ハ 運搬車に、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める書面を備え付けておくこと（規則第23条第1項第4号ハ）。

(1) 国、都道府県又は市町村及びこれらの者の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う者

- ・ その旨（国、都道府県又は市町村及びこれらの者の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う旨）を証する書面（受託証明書の写し等）
- ・ 必要事項書面

(2) 一次受託者の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う者

- ・ その旨（一次受託者の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う旨）を証する書面（受託証明書の写し等）
- ・ 当該者が国と当該一次受託者との間の委託契約に係る契約書に当該一次受託者が当該特定廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されている者であることを証する書面（国との委託契約書の写し等）
- ・ 必要事項書面

(3) 法第17条第2項（法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者であって、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行うもの

- ・ 収集又は運搬する特定廃棄物が指定廃棄物であることを証する書面（指定廃棄物の指定書の写し等）
- ・ 規則第15条第13号の規定による届出を行ったことを証する書面（指定廃棄物の保管場所変更届出書の写し等）
- ・ 必要事項書面

(a) 必要事項書面

規則第23条第1項第4号ハ

(1) 必要事項書面は次に掲げる事項を記載した書面である。

- (イ) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (ロ) 収集又は運搬する特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物、特定廃石綿等、特定ばいじんが含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- (ハ) 収集又は運搬を開始した年月日
- (ニ) 収集又は運搬する特定廃棄物を積載した場所及び運搬先の場所の名称、所在地及び連絡先
- (ホ) 特定廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (ヘ) 事故時における応急の措置に関する事項

上記のうち、(イ)～(ニ)について、具体的な様式が指示されていない場合にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式を用いて対応しても良い。なお、指定廃棄物の場合、当該指定廃棄物の放射能濃度が測定されていることから、放射能濃度を備考欄に記載することが望ましい。

また、対策地域内廃棄物の場合、放射能濃度が測定されている場合には、指定廃棄物と同様に、放射能濃度を備考欄に記載することが望ましい。

また(ホ)については、WDS ガイドラインにおける廃棄物データシートを参考に、特定廃棄物の種類ごとに取り扱う際の注意事項を記載した書類を備え付けなければならない。

(b) 事故時における応急の措置に関する事項の備え付け（規則第23条第1項第4号ハ(1)(ヘ)）

3.1.8(2)(a)(ヘ)で示されている「事故時における応急の措置に関する事項」については、事故時に関係者に対して速やかに連絡し、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられるよう、予め緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

これは、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急

時対応マニュアルを定めるとともに、運搬作業員等に当該マニュアルを携行させる必要がある。
緊急連絡体制の例を図 3-1-3 に、応急の措置対応マニュアルの例を表 3-2 に示す。

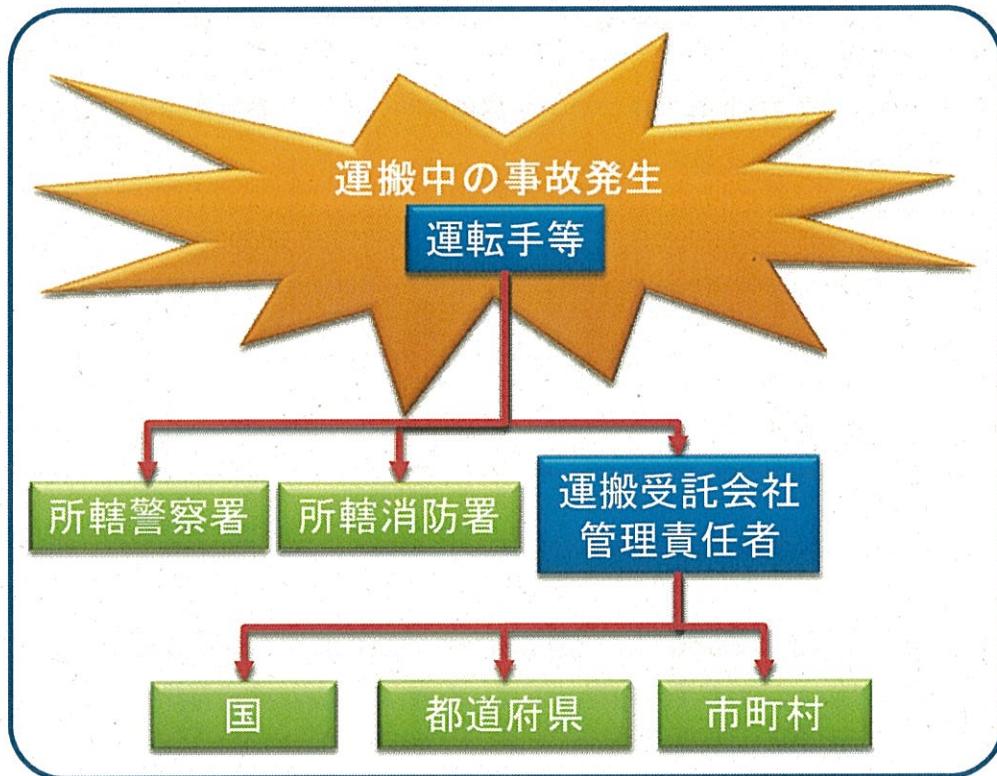


図 3-1-3 緊急連絡体制の例

表 3-2 応急の措置対応マニュアルの例（自動車による陸上輸送の場合）

緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> エンジンを停止する。 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、吸着材等で流出を防止する。 漏洩した特定廃棄物の線量を測定する。 通行人等が近づく恐れがある場合には、特定廃棄物に近づかないよう、ロープを張る等措置をする。 	
	<p>警察署 (110)</p> <ul style="list-style-type: none"> いつ <u>〇〇時〇〇分頃</u> どこで <u>〇〇市〇〇地区〇〇道、線〇〇付近で、</u> 何が <u>特定廃棄物の〇〇が…</u> どうした <u>飛散した。／流出した。</u> けが人は <u>けが人がいます／けが人はいません。</u> 私の名前は <u>□□運搬株式会社 △△ △△です。</u> 	
緊急通報	<p>連絡先 : <u>□□運搬株式会社</u> 担当者 : <u>□□ □□</u> 住 所 : <u>東京都千代田区〇〇町〇-〇-〇 ××ビル3F</u> 電 話 : <u>03-0000-0000</u></p>	
緊急連絡	<p>作業員防護</p> <ul style="list-style-type: none"> 防塵マスク 防護服、保護手袋 保護メガネ 	
漏洩	固体	<ul style="list-style-type: none"> こぼれた特定廃棄物は飛散しないようにして回収する。 スコップ等を用いて、容器等に回収する。
	泥状	<ul style="list-style-type: none"> 危険でなければ漏れを止める。 せき止めて吸引等により回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動させる。 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
暴露・接触時の 応急処置	眼	直ちに多量の流水で15分間以上洗顔し、その際眼瞼を指でよく開らいて、眼球・眼瞼の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う（コンタクトレンズをはずす）。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示無しに点眼薬、塗り薬等を用いてはならない。
	皮膚	直ちに多量の水で石鹼を用いて充分に洗う。
	吸引	吸引した場所から新鮮な空気が得られる場所に移動し、速やかに医師の治療を受ける。
事後処置	緊急処置が終了した後は、管理責任者より環境省地方環境事務所に状況報告を行う。	

(c) 受託証明書の写し等（規則第23条第1項第4号ハ(1)及び(2)）

国、都道府県又は市町村及びこれらの者の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う者は、その旨を証する書面、一次受託者（国から特定廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者）の委託を受けて当該特定廃棄物の運搬を行う者はその旨を証する書面（受託証明書又はその写し等）を備え付けなければならない。

(d) 国との委託契約書の写し等（規則第23条第1項第4号ハ(2)）

国と一次受託者との間の委託契約に係る契約書に当該一次受託者が当該特定廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されている者であることを証する書面（委託契約書又はその写し等）を備え付けなければならない。

(e) 指定廃棄物の指定書の写し等（規則第23条第1項第4号ハ(3)）

法第17条第2項（法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者であって、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行うものは、収集又は運搬する特定廃棄物が指定廃棄物であることを証する書面（指定廃棄物の指定書又はその写し等）を備え付けなければならない。

(f) 指定廃棄物の保管場所変更届出書の写し等（規則第23条第1項第4号ハ(3)）

法第17条第2項（法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者であって、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行うものは、規則第15条第13号の規定による届出を行ったことを証する書面（指定廃棄物の保管場所変更届出書又はその写し等）を備え付けなければならない。

3.1.9 放射線遮蔽

規則第23条第1項第4号

ニ 特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から1m離れた位置における1cm線量当量率の最大値が $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること（規則第23条第1項第4号ニ）。

収集・運搬に際しては、できるだけ交通量の多い道路や渋滞が生じやすい経路を避けることが望ましい。

(1) 線量当量率の測定

「第六部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第2章の方法で空間線量率を測定する。

(2) 遮へい

放射線の強さは放射性物質の濃度や量によって異なる。表3-3に示すように、仮に放射性セシウム濃度が10万Bq/kgの指定廃棄物を比較的大きな運搬車(Case3)に積載した場合であっても、運搬車から1m離れた位置での最大の空間線量率は $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ を大幅に下回る。一般的な最大積載量の範囲内において、放射性セシウム濃度が10万Bq/kg以下の特定廃棄物を輸送する場合、基準を超えないことが明らかであることから、この場合、運搬車について線量当量率の測定を行わなくても良い。

なお、(1)で示した空間線量率の測定の結果、車両表面から1m離れた位置における空間線量率の最大値が $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えないように、積載する特定廃棄物の種類又は数量の調整、遮蔽体の設置、積載位置の変更、遮蔽効果のある内張付きの容器を用いること等により、有効な遮蔽等を行う必要がある。具体的には、下記のような遮蔽の方法が考えられる。

- ・ 積み込みに際して、放射能濃度の高い特定廃棄物を荷台の中心付近に、外周に放射能濃度の低い特定廃棄物を配置する
- ・ 土のう、鉛、鉄、コンクリート等により周囲を遮蔽する
- ・ 荷台の中心のみに特定廃棄物を配置し、車体表面からの距離を確保する
- ・ 遮蔽効果のある内張付きの容器等により遮蔽をする

表 3-3 車両表面から 1m 離れた位置における空間線量率の試算例

【前提条件】

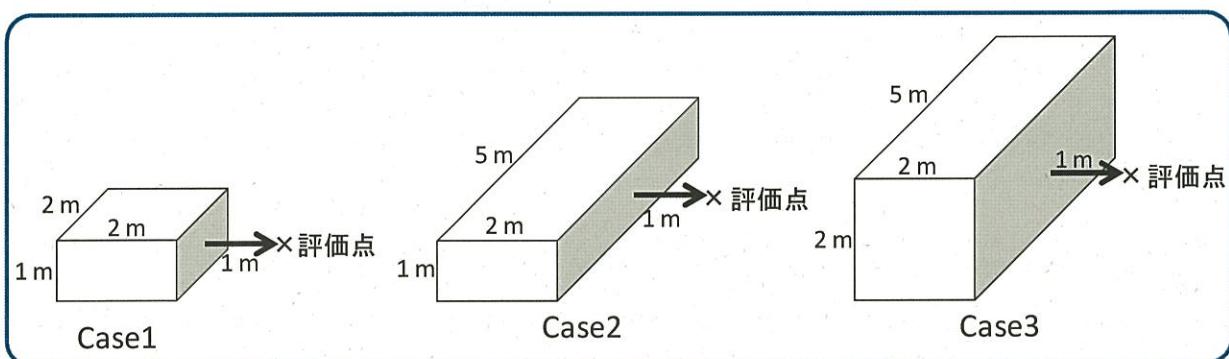
- フレキシブルコンテナに焼却灰（比重：1.6 g/cm³、Cs-134 と Cs-137 の放射能比は 1 対 1）を積載
- フレキシブルコンテナのサイズは 1m × 1m × 1m
- フレキシブルコンテナによる遮へい効果は考慮しない
- 評価点は積載側面の中心から 1m 離れた位置

【パラメータ】

Case 1 : フレキシブルコンテナ 4 個積載

Case 2 : フレキシブルコンテナ 10 個積載

Case 3 : フレキシブルコンテナ 20 個積載



【試算結果】

	空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	平均放射能濃度 (Bq/kg)				規則第 23 条第 1 項第 4 号で定められた車両表面から 1m 離れた位置における空間線量率
		0.8 万	10 万	30 万	50 万	
Case 1	Case 1	0.9	11.5	34.5	57.5	100
	Case 2	1.3	16.3	48.9	81.5	
	Case 3	2.2	27.4	82.2	137.0	

3.1.10 事故時の対応のために必要な器具・装置等の携行

規則第23条第1項第4号ホ

規則第23条第1項第1号ハ(1)(ヘ)に規定する措置を講ずるための器具等を携行すること。

(1) 携行する器具等

具体的には、下記に示す器具等を携行することが望ましい。

- ・ 回収器具（スコップ等）
- ・ 保護具（マスク、防護服、防護手袋、保護メガネ）
- ・ ロープ、標識
- ・ 消火器
- ・ 照明器具
- ・ 携帯電話

(a) スコップ等

飛散、流出及び漏れ出した特定廃棄物を回収するために携行することが望ましい。運搬する特定廃棄物の性状に応じて、スコップやウェス等を携行することが望ましい。

(b) 保護具

回収作業における運転手の健康被害を防止する目的で保護具を携行することが望ましい。

マスクについては防塵マスクを基本とし、運搬する特定有害物質の性状に応じ、有機溶剤等の有毒ガスが発生するおそれのある場合には、防塵機能付きの防毒マスクを携行することが望ましい。

防護服は、浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）を基本とし、運搬する特定有害物質の性状に応じて液体防護用密閉服（タイプ3）などを携行することが望ましい。

保護手袋や保護メガネは、回収作業により特定廃棄物が運転手の手に付着したり眼に入らないようにするために、運搬する特定有害物質の性状に応じて携行することが望ましい。なお、防塵マスクと保護メガネが一体となった一体型防塵マスクもある。

保護具の例を図3-14に示す。



図 3-14 保護具の例

(c) ロープ・標識

飛散、流出及び漏れ出した特定廃棄物に周辺の人の立入を禁止し、二次災害を防止する目的でロープ及び標識を携行することが望ましい。

(d) 消火器

特定廃棄物及び運搬車の火災が発生した場合に鎮火をする目的で、消火器を携行することが望ましい。

(e) 照明器具

飛散、流出及び漏れ出した特定廃棄物を回収する際、周辺が暗い場合も想定されることから、懐中電灯などの照明器具を携行することが望ましい。

(f) 携帯電話

事故が発生した場合、速やかに関係者に連絡をする目的で携帯電話を携行することが望ましい。

(2) 事故時の対応

指定廃棄物の収集・運搬中に、特定廃棄物等が飛散等、地下浸透、悪臭が発散した場合には、直ちに運搬車を安全な場所に止め、又は、作業を中止し、直ちに応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、関係者に対して速やかに連絡する必要がある。

なお、具体的な事故時の対応内容は下記のとおりである。

- 人命救助
- 火災時の消火、延焼の防止等
- 廃棄物の状態の確認（容器の損傷、漏洩の有無等）
- 周囲の縄張り、標識の設置等により関係者以外の立入を禁止し、汚染の拡大を防止する
- 漏洩した特定廃棄物を回収する。
- 環境モニタリング
- その他の措置

(3) 事故等の未然防止

運搬を行う際には、廃棄物の積込み・積卸し等の作業、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止するための教育や事故等が発生した場合の対応についての教育も重要である。

- ① 収集・運搬に関する基準
- ② 他法令の遵守（過積載の禁止など）
- ③ 緊急連絡体制図及び緊急時対応マニュアルの携行
- ④ 計画に従った運搬経路の遵守
- ⑤ セシウムによる人への影響
- ⑥ 適切な保護具等の使用
- ⑦ 運搬時の揺れや振動が、飛散、こぼれ、漏洩につながること

3.1.11 石綿含有特定廃棄物、特定廃石綿等及び特定ばいじんの区分した収集・運搬

規則第23条第1項第5号

次に掲げる特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、これらの特定廃棄物が当該特定廃棄物以外の特定廃棄物と混合するおそれのないように区分して収集し、又は運搬すること。

- イ 石綿含有特定廃棄物
- ロ 特定廃石綿等
- ハ 特定ばいじん

運搬容器によって区分する例を図 3-15 に示す。

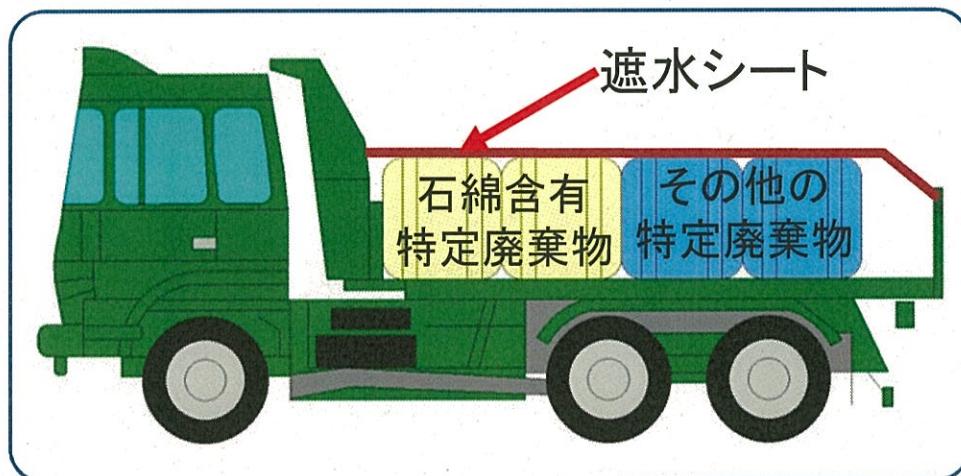


図 3-15 容器により区分して運搬する例（フレキシブルコンテナ）

3.1.12 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の留意点

規則第23条第1項第6号

石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の収集又は運搬を行う場合には、これらの特定廃棄物が破碎することのないような方法により収集し、又は運搬すること。

これは、石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の収集・運搬の際の接触や荷重により、石綿繊維が飛散するおそれがあるためである。具体的には下記に示す措置を講ずることが望ましい。

(a) 石綿含有特定廃棄物

- ・ 石綿含有特定廃棄物が変形又は破断しないよう、原形のまま積込み、又は荷卸しを行う。
- ・ 飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を行う。
- ・ 石綿含有特定廃棄物の収集・運搬を行う場合には、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わない。

(b) 廃石綿等特定廃棄物

- ・ 廃石綿等の収集又は運搬を行う者は、積込み、運搬及び積卸しの各過程で廃石綿等を飛散させないように慎重に取り扱う。
- ・ プラスチック袋等の積込み及び積卸しは、原則として人力で行う。機械を利用する場合には、パレット等を利用し、機械が直接プラスチック袋等に触れないようにする。
- ・ 万一、プラスチック袋等の破損が生じた場合には、速やかに散水等により湿潤化させ飛散防止措置を行い、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包する。

3.1.13 記録の作成・保存

規則第23条第1項第7号

次に掲げる事項の記録を作成し、収集又は運搬を終了した日から起算して5年間保存すること。

- イ 収集又は運搬した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第5号イからハまでに規定する特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量（規則第23条第1項第7号イ）
- ロ 当該特定廃棄物ごとの収集又は運搬を開始した年月日及び終了した年月日、運搬の担当者の氏名、当該特定廃棄物ごとの積載した場所及び運搬先の場所の名称及び所在地並びに運搬車を用いて特定廃棄物の収集運搬の収集又は運搬を行う場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号（規則第23条第1項第7号ロ）

これらの記録については、具体的な様式が指示されていない場合にあっては、3.1.8(2)(a)でも示したとおり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式を用い、運搬を開始した日及び終了した日を記載したもので対応しても良い。

第4章 中間処理の基準

4.1 特定廃棄物の中間処理基準

【制度の概要】法第20条

- 特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）を収集、運搬、保管又は処分する者（国及びその委託業者等）は、特定廃棄物の処理基準に従わなければならないこととされている。

適用される中間処理基準は表 4-1 に示すように大きく9項目あり、事故由来放射性物質濃度によるこれら処理基準の適用の有無と本ガイドラインにおいて記載している項目を示す。

表 4-1 中間処理基準の概要

注：表中網掛け部分は、放射性物質に対処するための措置

	中間処理基準の内容	8,000Bq/kg 超え	8,000Bq/kg 以下	記載項目
1	特定廃棄物の飛散流出防止措置	適用	適用	4.1.2
2	中間処理に伴う悪臭・騒音・振動防止	適用	適用	4.1.2
3	中間処理のための施設に係る生活環境保全上の支障の防止	適用	適用	4.1.2
4	焼却設備の構造(排ガス処理設備を備えていること等)	適用	適用	4.1.3
5	焼却の方法(焼却灰等の飛散防止等)	適用	適用	4.1.3
6	破碎に伴う粉じん飛散防止(屋内に施設を設置すること等)	適用	適用せず (3により 担保)	4.1.4
7	中間処理に伴う排ガス・排水の事故由来放射性物質の濃度の管理	適用	適用	4.1.5
8	中間処理施設の放射線量の測定・記録	適用	適用	4.1.6
9	中間処理に関する情報の記録・保存(廃棄物の種類・数量等)	適用	適用	4.1.7

4.1.1 基準が適用される場合

規則第25条

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

【対策の趣旨】

処分の目的は、焼却処理のように廃棄物の減容化を図ることや、前処理として、そのままの性状では、焼却施設や埋立処分施設に搬入できないものを、処理が可能となるようにすることである。

4.1.2 特定廃棄物の処分【一般規定】

規則第25条第1項

- 一 特定廃棄物の処分は、次のように行うこと。
 - イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ロ 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 二 特定廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

第1号及び第2号は、4.1.3以降の焼却・破碎等の個々の処分（中間処理）に共通する一般規定である。

廃棄物の処分（中間処理）においては、周辺の生活環境の保全や人の健康の保護のために廃棄物の飛散及び流出を防止することが重要である。

特に、事故由来放射性物質で汚染されている特定廃棄物においては、廃棄物の飛散、流出を防ぐことは、事故由来放射性物質による汚染の拡大を防止する観点からも重要である。

ロの規定は、具体的には、周辺に悪臭、騒音や振動による影響を最小限とすることであり、そのためには、低騒音型の機器の採用や、防振措置を講ずることが重要である。

また、処分に伴い、粉じんが生ずるおそれがある場合は、以下の措置を講じ、粉じんを飛散させないようにする必要がある。

（例）

- ・ 処分を行うための施設を建物内に設置する。
- ・ 屋外の施設には覆いを設置する。

4.1.3 特定廃棄物の焼却

規則第25条第1項

三 特定廃棄物を焼却する場合には、次のように行うこと。

イ 次の構造を有する焼却設備を用いて焼却すること。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で特定廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 燃焼室内において特定廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に特定廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ特定廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する特定廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、この限りでない。
- (6) ろ過式集じん器等燃焼ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備が設けられていること。

ロ 次の方法により焼却すること。

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないようにすること。
 - (2) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。
 - (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないようにすること。
 - (4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の濃度が別表第一の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に掲げる濃度以下となるようにすること。
- ハ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量又は同項に規定するばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

別表第1

	新設	既設
一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの	〇・一 ng/m ³	一 ng/m ³
一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの	一 ng/m ³	五 ng/m ³
一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの	五 ng/m ³	十 ng/m ³

【対策の趣旨】

第3号イ及びロの規定は、焼却に伴い発生するダイオキシン類対策としても必要なものである。具体的には、廃棄物処理法施行規則第4条（一般廃棄物処理施設の技術上の基準）、第12条及び第12条の2（産業廃棄物処理施設の技術上の基準）に規定する構造と同等以上の構造を有することが望ましい。

排ガス中の放射性セシウムは、ガスの冷却にともないばいじんに凝集・吸着することから、高度の機能を有する排ガス処理設備として除じん効率の高い処理設備が求められる。具体的な処理設備としては、事故由来放射性物質の付着したばいじんを十分に除去できることが確認されているバグフィルター（図4-1）、電気集じん器（図4-2）およびこれらとともに適用することで除じん効率が高い機能を有する設備（活性炭吹込装置、活性炭系吸着塔、消石灰吹込装置、湿式ガス洗浄装置）が設置されたものが想定される。

また、ダストモニターを設置し、排ガス処理設備の機能を監視することも考えられる。

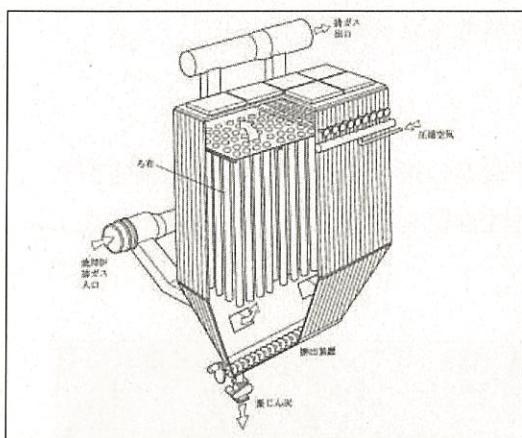


図4-1 バグフィルターの例

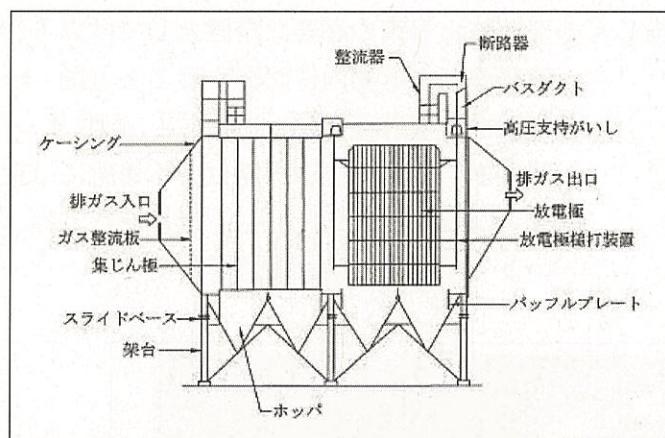


図4-2 電気集じん器の例

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議）より

一般廃棄物処理施設において発生するばいじんは特別管理一般廃棄物であり、適正処理による生活環境保全上の観点から平成4年厚生省告示第194号第1号の規定による環境大臣が定める方法によって処理されることとなっている、また、産業廃棄物処理施設において発生するばいじんの処理を行う場合も、同号の規定による環境大臣が定める方法によって処理されることから、特定廃棄物においても同様の処理を行うことが望ましい。

特にばいじんには、高濃度の事故由来放射性物質が付着していることが想定されるため、ばいじんの保管は、放射線防護の観点から、遮蔽の効果や距離を保つことにより灰ピット、貯留ホッパなど建物内の密閉性の高い設備若しくは容器などで行うことが望ましい。

焼却により発生した燃え殻（主灰）及びばいじん（飛灰）、溶融により発生した溶融スラグ及び溶融飛灰は、放射性セシウムが濃縮されている可能性が高いものがあることから、これらの保管やその後の処理を円滑に進めるために、それぞれ濃度を測定し、記録を作成・保存する等管理することが望ましい。燃え殻、ばいじん、排水汚泥、溶融スラグ、溶融飛灰中の放射性物質濃度の測定は、「第六部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第7章の方法で行う。

また、これらの処理後物について、中間貯蔵施設や最終処分場に運搬されるまでの間は、施設あるいは敷地内の安全な場所に保管する必要がある。放射性物質の濃度が高い場合、作業員の安全確保のため、日常的な管理として電離放射線障害防止規則の関係規定等を遵守する必要がある」（詳細は電離放射線障害防止規則参照）。

4.1.4 特定廃棄物の破碎

規則第25条第1項

四 特定廃棄物を破碎する場合には、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため、建物の中に設けられた設備を用いて破碎する等必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

粉じんの飛散防止対策の必要な措置としては以下の設備が考えられる。

- ・ 破碎設備を建物内に設置すること（図4-3）。
- ・ 密閉構造の破碎設備とすること（図4-4）。
- ・ 開放部分で、粉じんが発生する場所には散水設備等の飛散防止のための設備を設けることが望ましい。ただし、散水を行う際、放射性物質を含んだ排水が大量に発生しないよう最小限に留める必要がある。



図4-3 破碎機の屋内設置の例



図4-4 密閉構造の例

建物内に破碎設備を設置する場合は、フィルター等により粉じん等が建物内部に飛散しないよう配慮することが望ましい。

破碎設備からの残さ物は、事故由来放射性物質により汚染されている可能性が考えられ、これらの残さ物についても事故由来放射性物質による汚染の状況を確認することが望ましい。

破碎施設を屋外に設置する場合は、敷地を塀等で囲う等により周囲へ粉じんを飛散させとともに関係者以外の者近づけないようにする必要がある。